TPPと「食の安全・安心」

鈴木宣弘
（東京大学教授）

食品や農薬の安全基準は各国が独自に定める権利をもち、TPPで緩められることはない？

環太平洋連携協定（TPP）で食に関連する安全基準が緩和される可能性があるという指摘に対して、「食品や農薬の安全基準は各国が独自に定める権利をもっているのだからTPPで緩められることはない」と主張する人たちも多い。

しかし、アメリカが以前から「対日年次改革要望書」などで日本に要求している懸案事項は山のようにあり、それがTPPで一気に求められることは明らかである。それには、さまざまな安全基準の緩和も含まれる。

たとえば、日本が現在、若齢牛（20か月齢以下）のみに限定しているアメリカ産牛肉の輸入制限措置について、以前からアメリカは、アメリカの牛肉は牛海綿状脳症（BSE）検査をしっかりやっていて安全だから輸入規制はやめるよう主張している。だが、アメリカ人の監督によるアメリカ食料市場に関するドキュメンタリー映画『フード・インク』を見てもわかるように、BSEの検査は十分に行われていない可能性が高い。だからこそ、日本は独自のルールを設定して国民の命を守っているのである。だが、TPPに参加すれば、それはだめだという圧力が高まる。BSEに関しては、米韓自由貿易協定（FTA）では、協定のなかではなく、米韓FTAをまとめるための「お土産」として、月齢規制を緩和した。何と日本は、TPPに参加を表明する前から、アメリカへの忠誠を誓うかのように、2011年10月に早々と自ら緩和を表明したのである。国民の健康にとって安全かどうかで判断する基準を、相手へのお土産のために緩和するというのは理由にならない。

遺伝子組み換え食品も同様である。オーストラリアやニュージーランドもすでにアメリカから言われているように、アメリカが安全だと「科学的に」証明している遺伝子組み換え食品に対する表示義務は「違法」であり、廃止が求められる。「遺伝子組み換えでない」という任意表示も、「遺伝子組み換えが危険であるかのような誤認を招く」として不可とされる。EUもそうだが、われわれは、何十年も食べ続けた場合の影響についてはいまだ確実に安全だとは証明されていないし、そのことについて消費者の不安もあるならば、「予防原則」に基づき、最低限、表示によって消費者が選択できるようにする、という考え方を採用しているが、アメリカには、そうした謙虚さがなく、「アメリカが安全だと言えば安全なのだ」という論理である。

アメリカから日本に農産物を輸送するときのポストハーベスト（収穫後）農薬、食品添加物などの安全基準も、アメリカが採用している緩い基準への調和が求められる可能性がある。食品添加物でいうと、日本では800種類くらいしか認めていないが、アメリカは3,000種類認めているし、農薬の残留基準についても、ものによってはアメリカでは日本の60～80倍も緩い基準が採用されている。こうして日本の多くの安全基準が緩和される可能性がある。

検疫や食品安全に関する アメリカの主張

検疫や食品安全に関するアメリカの主張を考えるうえで、Jane Kelsey編『異常な契約－TPPの仮面を剥ぐ』の第8章「TPPと動植物検疫・食品安全問題」(David Adamson著)が示唆に富む。以下はその要約である。

SPS(動植物の衛生)措置にかかる各国の主権は、TPPにおいてアメリカが自国の要求を通す際にはじゃまなものとなる。アメリカの通商代表部(USTR)は、最近、アメリカの輸出品に対する不当な技術的障害、SPS措置に関する報告を発表しており、そのなかで豚インフルエンザ、バイテク、BSE、鳥インフルエンザ、飼料添加物のラクトパミン、最大残留許容値(MRL)を挙げている。また、遺伝子組み換え食品(GMO)とバイテク食品に関する義務表示制度は、すべて貿易に対する正当化しえない障害であるとアメリカ政府は考えているようである。オーストラリアとニュージーランドは、GMOの義務的表示制度を有しており、これがTPPで議論になることは明らかであり、アメリカの要求に応じるとしたら各国の自主的選択、民主主義の侵害が明確になる。

アメリカは、さらにこれらの文書で、自国の基準と異なる制度をもつ国に対する明快な助言を与えている。

「アメリカは、貿易紛争を回避するために、農薬の安全性評価についてはコーデックスのMRLを採用することを求めている。仮に各国がコーデックスのMRLを採用したがらない、またはアメリカのMRLと異なるものを用いるならば、それは深刻な貿易障壁であり、アメリカ農業者が著しい制裁を受けることになる。たとえば、2009年に日本の規制当局は、恒久MRLが設定されるまでの措置として一律に0.01ppmの基準を設定したため、アメリカのセロリとイチゴ生産者は日本にその生産物を輸出することができなかった」

農薬の安全基準の統一を求めるアメリカの姿勢は、北米自由貿易協定(NAFTA)で農薬に関する3か国間規制当局(Trilateral Regulatory Authority on Chemicals)が設立されたことにもよく反映されている。各国がどのような検疫措置を実施するか、どのような農薬を製造し利用するかなどは、各国政府に決定する権利が認められるべきである。すでに世界貿易機関(WTO)協定はこの各国の権利を制限してしまっているが、TPPがさらにこの権利を侵害するべきでない。その影響は単に何を輸出できるか輸入できるかを超えて、国民の健康、自然環境にまで及ぶのであるから。

以上のとおりである。

ISD条項とも関係する

「ISD条項」とは、外国の企業や投資家がビジネスの障壁となる制度の廃止などを求めて、相手国を訴えることができる条項であり、たしかに従来の日本のFTAのなかにも入っている。日本政府も、投資の相手国政府の突然の政策変更などによる損失から日本企業を守ることができる条項だとして評価している側面もある。

だが、TPPにおけるISD条項は、アメリカ企業がおおいに濫用する可能性が高いという点で問題がある(立教大学の郭洋春教授などが指摘している)。「企業の自由な活動」を保障するといっても、通常は、それによって環境破壊や人の健康を害することまで許されるとは考えないのだが、アメリカ企業はそれもおかまいなしに提訴し、実際に損害賠償を勝ち取っているケースが多々ある。

しかも、判断を下す国際投資紛争解決センターは世界銀行の下に設けられている。世界銀行は総裁がつねにアメリカ人で、アメリカの影響が強く、アメリカに有利な判決が出される傾向が指摘されている。

つまり、アメリカ企業にとって参入障壁とみなされる各国独自の食品安全基準などが、ISD条項による提訴を通じて、緩和・廃止される可能性もあるといえる。

食に安さだけを追求することは、命を削り、次世代に負担を強いること

食に安さだけを追求することは、命を削り、次世代に負担を強いることである。その覚悟があるかが問われる。

ひとつの例だが、もしTPPに参加すれば、アメリカからホルモン剤を使った乳製品がどんどん入ってくる可能性がある。アメリカでは、rbSTという遺伝子組み換えの成長ホルモンを乳牛に注射して生産量の増加を図っている。このホルモン剤を販売しているモンサント社は、もし日本の酪農家に売っても消費者が拒否反応を示すだろうからといって、日本での認可申請は見送っている。そして最近では、アメリカでも、乳がんや前立腺がんの発生率が高まるという医学的検証が出てきたものだから、スターバックスやウォルマートをはじめ、rbST使用乳を取り扱わない店が増えている。しかし、認可もされていない日本には、アメリカからの乳製品輸入により、rbST使用乳が素通りで入ってきている。日本の消費者はそれを知らずに食べているのである。

一方、こうした問題については、日本の生産側でも風評被害で国産も売れなくなると困るというので、そっとしておこうという動きがこれまでたくさんあった。だが、そんなことをいって、人の命や健康にかかわる重要な問題を伏せておくことはまったくまちがっている。風評被害が怖いといっている場合ではなく、自分たちの作っているものが本物だということを消費者にきちんと伝えることが必要である。輸入ものが全部悪いとはいわないけれども、こういうこともあるんですよということを誠意をもって伝えることは重要である。TPPの議論をひとつの契機にして、国民ひとりひとりに自らの安全な食をいかに確保していくかを考え直してもらえるよう、生産者側もはたらきかけていきたいものである。

図　トライアングルの相互依存関係

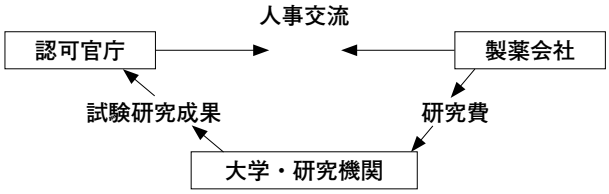

出所：鈴木宣弘『寡占的フードシステムへの計量的接近』農林統計協会、2002年

そもそも、このrbSTの認可をめぐっては、筆者が「疑惑のトライアングル」と呼んでいる関係がアメリカでも問題になった。**図**に示したように、製薬会社は巨額の研究費を大学に投入し、認可のための実験データを作成してもらうが、研究費の多くを外部資金に依存するアメリカの大学では、なかなか否定的なデータは出しにくい。そのデータが認可官庁に提出されるが、認可官庁の最高幹部クラスが人事交流（天下り）で製薬会社の幹部を務める構造になっている。したがって、3者にインタビューすると、まるで同じテープを何度も聞くように同じ回答が繰り返される。しかも、否定的な事実は出してこない。10年以上前になるが、筆者のところに日本でのrbST認可の可能性について相談にきた製薬会社の方も同じだったので、「そんないいことばかりいっていたら、だれも信用しませんよ」と助言したのを覚えている。

アメリカのTPPに関する対日要求は案の定すさまじい。日本のTPP参加意向を受けて、アメリカ議会が日本の参加を承認するかどうかを協議するが、その過程で、「米の例外はないよ」「郵政民営化

は当然」というように、従来からの日米間の懸案事項がTPPに入る前提条件のように「念押し」される。それにすべてやりますといわないと交渉参加が承認されないから、そこでうなずいてしまえばもう決まりで、交渉参加後に例外を確保したり、途中離脱など、ほとんど考えられない。

だが、現政権は国民にはあいまいな説明をしておいて、「何でもやります」とアメリカに約束してしまいかねない。アジア太平洋経済協力会議（APEC）のハワイ会合の後、マランティス次席通商代表が来日して牛肉、自動車、簡保などの問題に言及したというのも、アメリカの報道で明らかになったが、「従来の２国間の懸案事項にたまたまふれただけでTPPとは関係ない」と日本政府は言う。TPPとの関係性はだれが見ても明らかなのに、常識的には通用しないウソを平気でいい続けるのが政治というものではあまりにも情けない。

すでに、2011年12月半ばには、アメリカ議会のTPPに関する公聴会で、マランティス次席代表は、日本が交渉に参加できるかどうかは、米、牛肉（BSE）、SPS（動植物の衛生）措置、自動車、保険（郵政民営化）、医薬品、医療機器など、議会や利害関係者から示された懸案事項に、日本がどの程度迅速に対応するかによると明言している。日本でアメリカ自動車のシェアが小さいのは消費者の性能の評価や販売努力の問題が大きいように思われるが、アメリカは日本の不当な参入障壁が原因だと主張している。案の定、理不尽ともいえる膨大な要求が突きつけられてきている。

「米の例外は何とかなる」とか、「食の安全を守るSPS措置などは各国の権利だから緩められることはありえない」と主張してきた人たちも、この状況をどう説明するのか。マランティス次席代表は、不透明で科学的根拠に基づかない検疫措置によってアメリカ農産品が締め出されないようにWTOを超えるSPS規定に強化することに意欲を燃やしていると公聴会で述べている。

これほどまでの要求に応じて、関税も国内制度も徹底的に明け渡して、しかし利益が少ないTPPに入る意味があるのか、冷静に考えてみていただきたい。TPPが時代の流れで、それしかないかのようなイメージ戦略に乗ってはならない。もっと柔軟で互恵的な貿易拡大につながるアジアやEUとのFTAの選択肢があるのに、あえて、時代の流れに逆行して格差社会を深刻化させるような「最悪のFTA」ともいえるTPPに参加し、アジア太平洋地域の将来を不安定にするようなことを日本が率先しなくてはならないのか。

「日本の医療制度と美しい農村を断固として守り抜く」との宣言は、「ウソも方便」ではすまされない。アメリカとの事前協議において、「できないものはできない」と言うしかない。それで参加が認められなければ、それでよい。これ以上、国民を欺くのをやめていただきたい。

いまこそ、再度、問いたい。日本では、自己や組織の目先の利益、保身、責任のがれが「行動原理」のキーワードに見えることが多いが、それは日本全体が泥船に乗って沈んでいくことなのだということを、いま一度、肝に銘じるときではないかと、自戒の念を込めて思うのである。とりわけ、政治家のみなさんを含めて、組織のリーダー格の立場にある方々は、よほど若い人は別にして、それなりの年齢に達しているのであるから、残された自身の生涯を、拠って立つ人々のためにわが身を犠牲にする気概をもって、全責任を自らが背負う覚悟を明確に表明し、実行されてはいかがだろうか。それこそが、じつは自らも含めて、社会全体を救うのではないかと思う。いくつになっても、責任回避と保身ばかりを考え、見返りを求めて生きていく人生は楽しいだろうか。